科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成２４年６月６日現在

機関番号：１２４０１
研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2009～2011
課題番号：２１５３０７１４

研究課題名（和文）
母子家庭で育った青年のアイデンティティ形成―別れて暮らす父親との関わりを通して

研究課題名（英文）
Identity formation in adolescents brought up in single-mother families: Relations between children and non-residential fathers

研究代表者
堀田　香織　（HOTTA KAORI）
埼玉大学・教育学部・教授
研究者番号：１０２５１４３０

研究成果の概要（和文）：
本研究では、離婚母子家庭の子どもの成長における、別れて暮らす父親との関わりについて、調査研究を行った。父親との関わりの有無と時期によって３群に分けられ、父親との有効な関わりを続ける群の心理的特徴として、子どもが肯定的な父親像を有していること、父子の良質な関わりの継続、精神的な独立とともに、父母の関係や父親の存在を再評価し、父親との関わりを選び直せること、子どもと共に父親が成長していることなどが重要であることが見出された。

研究成果の概要（英文）：
This study involved investigative research conducted into the development of children in divorced single-mother families, looking at the relationship between the children in such families and the non-residential fathers. Subjects were divided into three groups according to whether there was or was not a relationship between the child and father, and according to age. It was found that the most important psychological characteristics of those groups where a relationship between child and the father was successfully maintained were that the child had a positive image of the father; that the child was able to re-evaluate his or her parents' relationship and the existence of the father together with the attainment of psychological independence, and thereby consciously change his or her relationship with the father; and that the father was able to develop along with his child.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　計
２００９年度	500,000	150,000	650,000
２０１０年度	400,000	120,000	520,000
２０１１年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総　計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学
科研費の分科・細目：心理学・臨床心理学
キーワード：離婚　母子家庭　父子関係

１．研究開始当初の背景

平成 21 年度厚生労働省の調査によると、離婚件数は平成 15 年以降減少に転じたものの、平成20年には25万千組が離婚しているという状況である。そのうちの 57%(143834件)が親権を行わなければならない子どもをもっている。さらに、そのうち、夫が親権を持つ離婚件数は 14%、20595 件、妻が親権をもつ離婚件数は 77% 近く、118037 件である。８割近く、母親が親権を持つということである。夫が全児の親権を行う離婚率は、夫妻ともに 40～44 歳で最も高くなっている。一方妻が全児の親権を行う離婚率は夫妻ともに30～34 歳で最も高くなっている。また多くの場合、親権者となった親が監護者としての責任を持つという形と取ることが多いことも合わせせると、小さな子どもを養育する離婚家庭の多くが離婚後母子家庭となり、父親と子どもが別れて暮らすこととなることうかがわれる。

離婚の種類としては（子どもがいる、いないに関わらず総数で)、協議離婚と裁判離婚に分けられるが、およそ 88%が協議離婚、残る 12%が裁判離婚となる。協議離婚は昭和37年から平成15年にかけて90%前後で推移していたが、平成 15 年以降低下し、平成 20年 87.8%となっている。裁判離婚は平成 15年度以降増加し続けている。紛争の内容には、親権争い、および養育費・面会交流(面接交渉)の在り方が含まれる。家庭裁判所では夫と妻とどちらが親権を持ち、どのような面会交流が設定されるのが、子どもの福祉にとって良いのか判断を下さねばならない。2009 年に家庭裁判所において面会交流が争われた面会交流事件は 6349 件で、そのうち 59.6%が認められている。面会交流事件 2003 年には3794 件であり、増加傾向にといえる（日本弁護士連合会　2011)。

棚瀬(2007)は米国における面会交流の考え方の変遷についてまとめているが、1970 年代までは離婚後の子どもの監護は母性優先原則に基づいていた。つまり、子どもの養育にとって母親、母性こそが重要であるという考え方に基づいて、母親に単独監護権が与えられることが多かった（およそ 85%)。しかし、その後、ワラスティンとケリーの実証研究なども踏まえて、「両親が離婚した後の子どもと両親との頻繁かつ継続的な接触の重要性、特に父親と良い関係を継続することの子どもの精神的な健康にとっての決定的な重要性を指摘するとともに、離婚後の監護形式というのは母親に単独監護権そして父親に相当なる面接交渉権をといった単一の形である必要はなく、離婚当事者の事情に応じて柔軟かつ多様な取り決めがあってしかるべきだ」と主張されるようになった。

わが国でも母親が８割近く親権を有する背後には、母性優先の考え方がまだ色濃い文化的背景がある。さらに面会交流に関する調停ついても、両親間の不和によって離婚が成立したのちも、子どもが別れて暮らす父親との面会交流を行うことは、両親間の葛藤を継続さえ、子どもを両親の狭間に立たせるような状況が起きかねず、子どもの情緒に悪影響を及ぼすという考え方があった。しかし現在では、子どもの情緒的発達にとって別れた父親との関わりが重要であり、最大限子どもの福祉を守るべく、別れた親との面会交流を継続させる努力が求められるようになった。

シングルマザーの自助団体であるしんぐるまざーず・ふぉーらむによる会員の調査(2006)では 287 名の回答者のうち、57%が子どもと父親とが全く関わっていないと回答している。また、同じくしんぐるまざーず・ふぉーらむ、および全国女性シェルターネットによる会員の調査（2010）では、面会交流を決めたのは 37%、決めなかったのは 41%であり、実際に面会交流を行っているのは23%で、行っていないと答えた 70%をはるかに下回っている。交流が必要だと思うと答えたのは 37.4%で、必要ないと思うと答えた59%の方が多かった。面会交流していない理由としては「父親からの連絡が途絶えてしまった」「面会させても約束を守らないなどトラブルが多く、子どもが不安定になるだけ」「子どもが望んでいないから」「父親の暴力」などが挙げられている。

２．研究の目的

以上のように、子どもの福祉のために、別れた父親と、母子家庭で暮らす子どもの面会が重要視させるようになっているが、わが国では面会交流が継続される割合はまだ低いと言わざるを得ない。さらに、別れた親と子どもが面会交流を行うことで、父、子ども双方がどのような発達を遂げていくのか、また母親を含めて、家族がどのような家族システムを形成していくのかを長期的に調査した研究は我が国で数少ない。

そこで、本研究では、離婚後別れて暮らす父親と子どもとのかかわりについて質的に検討を行う。

３．研究の方法

①インタビュー調査研究
・離婚後母子家庭で育った１８歳以上の青年を対象とするインタビュー調査
・離婚後子どもを養育するシングルマザーを対象とするインタビュー調査
②事例研究
・子どもが不登校状態にある、離婚家庭の母子の臨床心理面接
（調査時期　2005 年から 2011 年）

４．研究成果

（1）父子関わり方

父親と子どもの関わりが継続しているか否かによって、以下のように類型化し、各群における関わりの質、父親イメージについて考察を行う。

①１群　離婚後、子どもと父親との関わりが途絶えている群

１群は、母親側からの希望で関わりを持っていないグループと、父親との関わりを求めているのに、父親側の事情・意志でそれが得られないグループに分けられる。

前者のグループではほとんどの母親が父親の家庭内暴力を訴えている。「父親の暴力」は理由づけとしては、母親自身も子どもも納得しやすい。この場合、離婚は父親の暴力からの解放であり離婚後適応的に暮らしている母子家庭もある。しかし反対に、中には、夫からの激しい暴力のために今でも母親が精神的不調に陥っていると報告されている家庭もあり、子どもにも深刻な影響を与え続けている。また、父親との関わりは途絶えているものの、父親の「影」は家庭の中に生き続け、息子の癇癪に母親が父親の暴力を投影して過剰な拒絶感を抱くなどの悪影響を及ぼし続けている場合がある。また、子どもにとっては、「父親の暴力」は納得しやすい理由ではあるが、成長するとともに、そのような父親の遺伝子を自分も受け継いでいることを意識し、自らのアイデンティティについて不安を抱くという課題に直面する若者もいる。

このように「父親の暴力」により父親との関わりを持たない家庭も、いないはずの父親からの悪影響を被っていることがあり、その点でサポートを必要とすると考えられる。

次に母子が父親との関わりを求めているにもかかわらず、父親から拒絶されているグループでは、母子の喪失感が大きく、心身の健康に深刻な悪影響を及ぼしている。子どもが小さい、あるいは同居時から父親との間に関わりがほとんどなかったような場合ですら、母親の喪失感は、子どもにも共有される、あるいは、いたはずの父親の「影」を子どもが追い求めることとなり、それが喪失感や拒絶されている感覚を持続的に生み出す。これらは治療的なかかわりを必要とするグループである。

②２群　ある時期まで父親との関わりが継続し、その後、途絶えている群。

２群は、小中学時代まで関わりを継続したものの、子どもの心理的発達段階があがるにつれて、父親との関わりを望まなくなり、関わりをもたなくなったグループと、ある時期まで面会交流を継続したものの、父親側の事情・意志でその継続が困難になったグループに分けられる。

今回の調査で、前者のグループが数多く見られた。小中学時代まで父親と子どもの面会交流が続くが、多くはどこかに遊びに連れて行く、プレゼントを渡すといった類の交流であり、子どもが親から自立し、親と遊んだり親からプレゼントをもらったりしたいという願望が薄れ、友達や仲間の重要性の比重が高くなり、プレゼントをもらうよりはお金で支援を受けることを望むようになるにつれて、関わりが途絶えていく。多くの青年が部活やアルバイトが忙しくなったことを理由に父親と会わなくなる。そしてそのまま父親との関係が途絶えている。青年の多くは、自分でそれを選んでいるために、父親との関係が途絶えたことに喪失感を抱かない。喪失感を抱かないということは、子どもにとっての心理的負担は少ないが、しかし、言い換えれば、父親が、子どもに喪失感を抱かせるほどの関係を作ることができなかったということであろう。（その後また関わりが再開した場合は３群に分けている。）

父親側の事情・意思で継続が困難になったグループでは、父親の再婚、父親の失業などの状況の変化が見られた。一時父母が復縁したものの、再び父親が家を出て、子どもにとっての二重の喪失体験となった事例もある。別れて暮らしているとはいえ、子どもが父親との面会交流を望んでいるにもかかわらず、その可能性が閉ざされるのは子どもに喪失体験を強いることになる。

③３群　成人してからも関わりが継続している群。

いずれかの時点で父子の関わりが途絶えてしまった２群に対して、３群はその後も関わりが継続している、もしくは再開している。３群は、別居後ずっと継続的に関わりを持っている、あるいは子どもが、二つの家を行き来できる関係が続いているグループと、２群と同じような経過でいったん関わりが途絶えた期間があり、その後成人してから、子どもの意志で再開しているグループとに分けられる。

別居後ずっと継続的に関わりを持っていた青年は、「離婚してもずっと父親が来ていたので、普通と変わらなかった」と語っている。また父親の家と母親の家を行ったり来たりして過ごしていたと語る青年もいた。

いずれも、多くは父親が経済的支援を続けており、また、子どもが困ったとき、あるいは必要としているときに、父親に依存できるだけの関係が存在している。青年期に入って、子どもは母子家庭で母親との関係が行き詰った時など、父親の家で暮らすようになったり、大学卒業後の進路を相談する時などに父

親と相談するなどしており、父親が有効に機能し続けていることがわかる。
ここでは、父親が支援・教育の機能を果たすことに成功している。

（2）青年の語りにみられる父親

父親の記憶を持たない青年を除いて、多くのインタビュー協力者が、両親の不和を体験しており、そこでは「不在がちな父親」「浮気をしている父親」「暴力的な父親」といった父親像が語られていた。また、子どもがまだ母親から心理的に独立していない時期に両親が離婚した多くの離婚家庭において、離婚は父親が原因であるとする物語が生成されていた。そして、父親を非とすることで母子家庭内の母子の結びつきが強められていたと考えられる。しかし同時に、青年たちはもっと小さなころのポジティブな父親像も語った。「暖かい体の父親」「自転車にのせてくれた父親」など幼かった頃のワンシーンを語る際にポジティブな父親イメージを語っていた。つまり子どもたちは両親の不和を体験した際のネガティブな父親イメージの背後に幼かった頃のポジティブな父親イメージという矛盾したイメージを抱えていることになる。

幼児期、学童期で両親が離婚したのち、父親と面会交流をつづけた子どもたちの多くは、そのころの父親を「遊び相手」「プレゼントをくれる人」として語っている。また、「父親に会うことではなく、遊びに行くこと、プレゼントをもらえることが楽しかった」と述懐している。母親とより緊密な連合を形成し、父親を価値下げした語りがそこでは続いている。そこでは、父親の子どもに対するしつけや教育機能よりも、子どもを喜ばせようとする機能が優先されていることがうかがわれる。

一方で、数少なかったが父親が日常的な交流を続けている家庭もあり、そこでは、「いつもと変わらぬ父親」が語られていた。

思春期になると、多くの青年が、同居する母親に対して反抗的な態度をとるようになり、母子の心理的距離が遠くなる。そして、多くの離婚家庭において別れて暮らす父親が関わりを持つのは学童期までで、思春期の語りには父親との距離を置き、むしろ仲間関係に対象がシフトしていることがうかがわれた。そこで語られるのは「必要とされない父親」あるいは「許せない父親」像である。思春期に入って子どもが心理的に独立し、「遊び」「プレゼント」をくれるだけの父親を必要としなくなる場合は、この時点で関わりが途絶えることになる。

やがて、青年期になると、子どもたちはそれまで父親を非としてきた物語を再度再構成し、両親の関係性を客観的に語る物語を生成する場合がある。これは、子どもの心の中のどこかにポジティブな父親イメージが存在しており、その後養育費を払うなどの実質的援助とともに、それまでに有効な関わりがあった場合である。この時期、父親と新たな関わりを持つと、母親からの情報で形作られていた父親像が再構成され、再評価がなされることが分かった。そこで語られるポジティブな父親像は「頼れる父親」「避難先としての父親」である。

子どもの福祉に資する父親の有効な関わりを続ける群は経済的支援を継続するなどの、経済的特徴を有している。これらの群の心理的特徴としては、子どもがネガティブな父親イメージだけではなく、心のどこかに肯定的な父親イメージを有していること、母子が離婚に前向きな意味づけを見出すことに成功していること、父親が子どもの発達に応じて、遊びに連れて行ったりプレゼントを渡したりする以外にも、子どもへの有効な関わりを継続していること、精神的な独立とともに、父母の関係や父親の存在を再評価し、父親との関わりを選び直せること、子どもと共に父親が成長していること、両親間の葛藤がある程度解消され、母親が父親と子どもの関わりを許容できることなどが見いだされた。

（3）子どもが不登校状態にある離婚母子家庭

筆者の臨床外来を訪れた母子家庭の親子のケースの分析を行った。その多くが不登校を主訴として訪れており、その原因は学校、学級、担任そして家庭をめぐる複合的なものと考えられた。父親との関係については、①不登校という問題が発生しても父親の関与が全くないし、母親の語りの中にも全く父親の姿が登場しない群、②父親の関与は全くないが、母親および本人の語りの中で父親、もしくは親の離婚が問題となっている群、③不登校という問題をめぐって、父親から母親および本人への関与がある群、という３つの群に分けられた。

①に属する事例にみられた危険性として、離婚に関わる問題が未解決のまま封印されていたり、本人が父親の血を引くことを無意識のうちに否認したりしている場合が挙げられる。幼児期に両親が離婚した後、思春期になって不登校状態がみられるなど、長期的に配慮を必要とする群である。

多くの事例が②に属していたが、本人は父親の喪失体験から立ち直ることができておらず、思春期の事例では、離婚を巡って母親に怒りを抱いている場合もあった。一方、母親は父親への怒りと同時に本人への罪悪感を抱き、母子家庭がそうした感情にとらわれた閉鎖的な空間となっていることが見られた。離婚から長い年月を経ているために、多

くの母親・子ども双方が離婚問題を取り上げては相手のために良くないのではないかという抑制が働き、離婚を話題にできないでいる場合が多いが、ともに離婚を振り返ることで両者がお互いを深く理解することにつながった。

③の場合は、父親の関与が、家族システムにどのように作用するかによって、異なる作用を及ぼすことになる。父親の関与によって、母親がサポートされ、子どもに良い影響を与える場合もあるが、小学生女児の事例では、非日常的な父親の関与によって、父親が理想化され、日常的に関わる母親が価値を下げられ、母娘の対立関係が激化している事例がみられた。母親は父親が関わり続けることで、離婚にまつわる父親への怒りを持続させ、同時に娘からのネガティブな投影を受け続けなければならないという心理的負担を負っていた。父親の理想化は、子どもにとって自分たちを「捨てた」父親に対する怒りを防衛する機能を果たしていたと考えられた。

ネガティブなイメージを投影され続ける母親のサポートとともに、父親のかかわり方の調整が重要となるケースである。

これらの事例研究から両親の離婚による子どもの心の傷つきは、回復されずに、長期間潜伏し、後にそのほかのストレス要因と重なって、不登校などの形で現れることがあることがみとめられる。こうした場合、母子を孤立させないためにも父親の関わりは重要であるが、しかし、父親が関わることによって生ずる父母子の３者関係の葛藤は複雑なものになるので、治療的に検討することが必要であろう。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計１件）

① 2009 「親の離婚を体験した青年の語り」<u>堀田香織</u>『心理臨床学研究』（日本心理臨床学会）査読有 27(1)P40-52

〔図書〕（計２件）

① 2010 『学校臨床心理学への歩み―子どもたちとの出会い、教師たちとの出会い近藤邦夫論考集』近藤邦夫編　保坂亨・<u>堀田香織</u>・中釜洋子・齋藤憲司・高田治編　福村出版　全 440 頁

② 2010 「学校と保護者の信頼関係構築」<u>堀田香織</u>　『学校と子ども理解の心理学』（清水由紀編著），金子書房，第 10 章，P140－151

６．研究組織

(1)研究代表者

堀田香織（HOTTA　KAORI）
埼玉大学・教育学部・教授
研究者番号：10251430